

（債務不履行の損害賠償）過失相殺 H22-06-4 <<#333>>

【問】 正誤をつけよ。

債務の不履行に関して債権者に過失があったときでも、債務者から過失相殺する旨の主張がなければ、裁判所は、損害賠償の責任及びその額を定めるに当たり、債権者の過失を考慮することはできない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> （債務不履行の損害賠償）過失相殺

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して**債権者に過失**があったときは、**裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。**（民法 418 条）